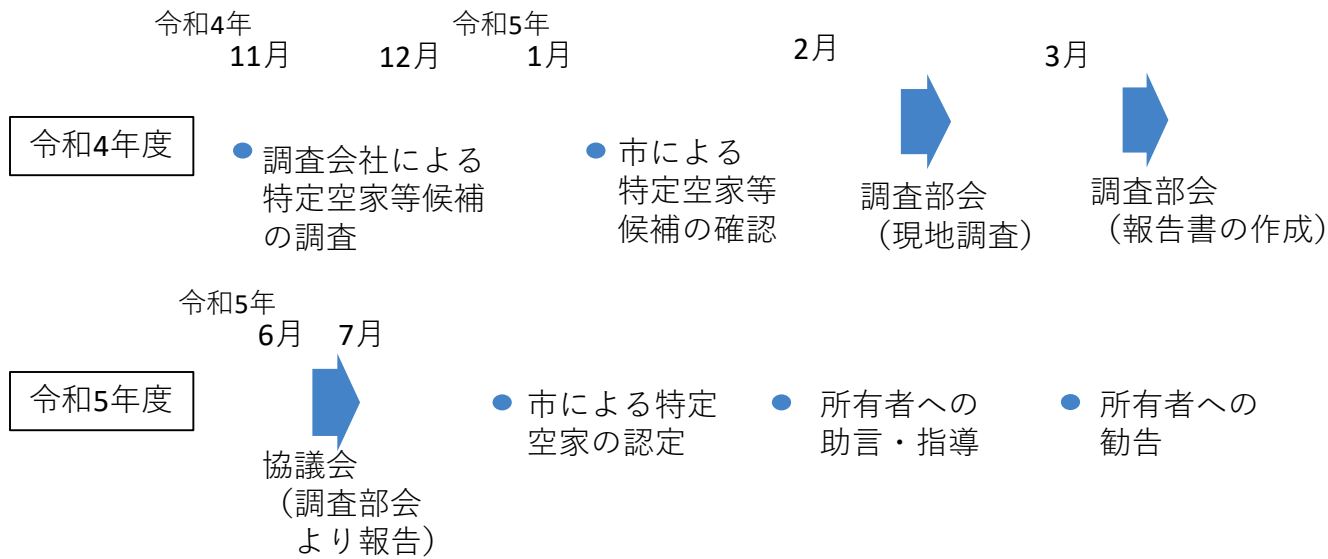


今後の空家対策について

管理不全空家等の解消

○今後のスケジュール



○調査部会員について

令和4年度 特定空家等調査部会 (案)			
	氏名	所属・関係	根拠条項
1	加藤 孝由	公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会【不動産】	規則第14条第2項第3号 建築、不動産及び法務関係者
2	中島 隆人	公益社団法人全日本不動産協会 滋賀県本部【不動産】	規則第14条第2項第3号 建築、不動産及び法務関係者
3	木村 敏	公益社団法人滋賀県建築士会【建築】	規則第14条第2項第3号 建築、不動産及び法務関係者
4	辻 克樹	滋賀県司法書士会【法務】	規則第14条第2項第3号 建築、不動産及び法務関係者

○特定空家等候補について

表 危険度調査の結果

危険度の状況	戸数	比率
危険度調査で問題のある空家	16	100%
1. 外壁の一部に破損、崩れが見られる	11	69%
2. 屋根の瓦やトタン板等に剥がれが見られる	5	31%
3. 窓台、物干し、バルコニーに崩れが見られる	1	6%
4. 塀が道路側に傾いている	1	6%
5. 建物が明らかに傾いている	1	6%

※複数の項目に該当する空家があるため、1～5の合計は16戸にならない

特定空家等候補の一例



空家等の利活用

○現状と課題

- ①りっとう空き家バンクについて
 - ・所有者登録が進まず、マッチングが行えない。
- ②空家等利活用モデル事業
 - ・2回計画が頓挫しており、新たな方策が必要

○対策

・意向調査の活用

空家等現況調査の中で、現在新規空家の所有者を対象とした今後の意向調査を実施している。その中の設問として空き家バンクへの登録の意向なども調査していることから、登録につなげていく。（意向調査期間 令和5年1月17日まで）

・市民講座「空き家で困らないために」の実施

空家に関する困りごとをテーマとした市民講座を開催し、個別に困りごとを聞きながら、空き家バンクへの登録や利活用につながるきっかけづくりの場にする。（令和5年3月11日実施）

・空家活用事例の訪問調査

市内でも、空家を子育て支援やカフェとして、利活用されている事例があり、近隣市においてはシェアオフィスなどに活用されている事例も見られることから、訪問調査し、新たな利活用モデル事業の実施に向けて取り組んでいく。

市民講座

「空き家で困らないために」

1. 目的

空家に対して不安や悩みのある方、そこまでではないけど知っておきたい方を対象に、将来の管理不全空家の発生予防や空家の利活用促進を目的に、市民講座を実施します。

2. 開催概要

- ・開催日 令和5年3月11日（土）
- ・開催時間 10時00分から12時30分
- ・開催場所 栗東市役所2階第1会議室
- ・定員 20～40名程度（予約制）
- ・参加費 無料
- ・内容 司法書士や建築士による空き家に関する相続・登記・解体・耐震等の講演、市の制度紹介等



「子育てサロンCoCo愛」
Facebookページより
（栗東市）



「Dos」
Instagramページより
（大津市）